

# 太陽光発電施設の設置等 に関するガイドライン等について

令和3年12月4日

宮城県 環境生活部  
再生可能エネルギー室 再エネ・省エネ推進班

**1.ガイドライン策定の経緯**

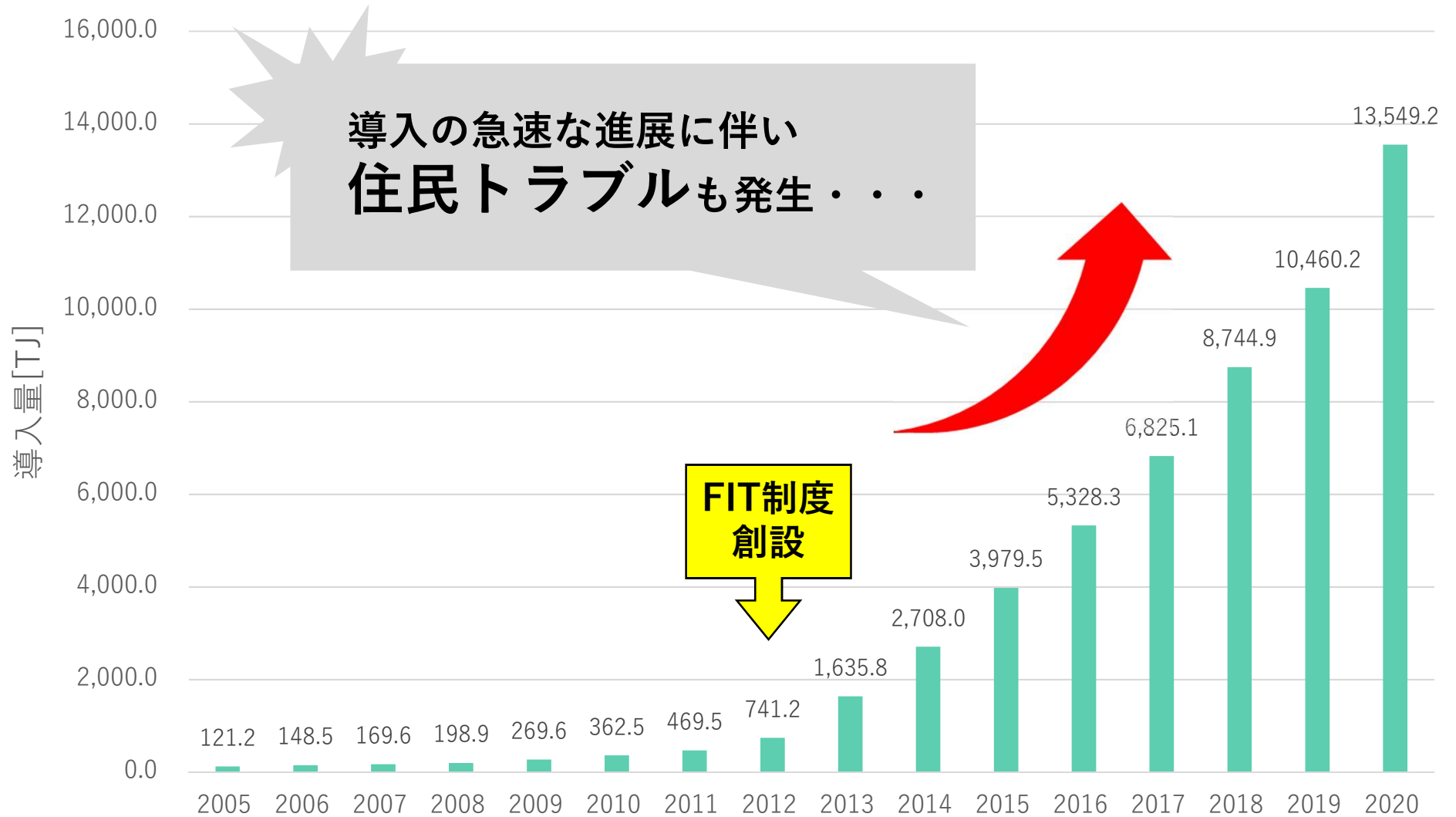
**2.ガイドラインの概要**

**3.事業者が行う手続き**

**4.その他**

# 1. ガイドライン策定の経緯

## 太陽光発電の導入状況



## 2. ガイドラインの概要

### 宮城県太陽光発電施設の設置等に関するガイドライン

施行日 令和2年4月1日

対象 太陽光発電（出力50kW以上）  
※ 建築物の屋根や屋上等に設置される場合を除く

ねらい 太陽光発電を規制・阻止するのではなく、  
**地域と共生した施設**となるよう誘導することを目指す。

- 求める手続き
- ① 住民との合意形成を図ること
  - ② 防災・景観・環境面からの配慮
  - ③ 県及び市町村への事前の情報提供
  - ④ 設置後の適切な維持管理



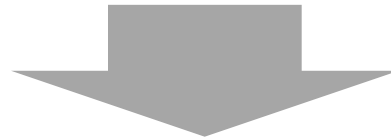
### 3. 事業者が行う手続き

---

#### ① 住民との合意形成を図ること

**地域住民とのトラブル**

→事業計画を断念せざるを得ないことも・・・



**計画初期段階から地域住民と適切な関係を構築**

そのためには・・・

- ・ 関係する地域住民の把握（市町村等への相談）
- ・ 説明会の開催等による情報提供
- ・ 寄せられた意見への配慮・計画への反映

# 3. 事業者が行う手続き

## ② 防災・景観・環境面からの配慮

### (1) 土地及び周辺環境の調査

- ・ 関係法令・条例が適用されている土地なのか
- ・ 地域住民の生活に影響は及ばないか
- ・ 周囲からどのように見えるか



### (2) 調査に基づく検討

場所によっては発電設備の設置に適さない土地である場合もあるため慎重に検討。過去の災害履歴等にも注意！

### (3) 施工時・施工後の注意

工事に伴い発生した汚水や土砂の適切な処分，騒音や振動への配慮及び柵・看板の設置など，法令を適切に遵守する。

### 3. 事業者が行う手続き

#### ③ 県及び市町村への事前の情報提供

| 事業者の状況            | 提出物   |
|-------------------|---|
| <b>FIT認定済</b>     | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 国へ提出した<b>事業計画認定申請書</b>の写し</li><li>・ 国から通知された<b>認定通知書</b>の写し<br/>(認定内容を変更したことがある場合は、<br/>国から通知された「変更認定通知書」の写し)</li></ul>   |
| FIT未認定<br>または自家消費 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ ガイドラインで様式を定めている<b>事業計画書</b></li><li>・ 添付書類<ul style="list-style-type: none"><li>・ 設置予定場所が特定できる図面等</li><li>・ 関係法令手続状況報告書 (FIT法施行規則)</li><li>・ 環境省「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」に基づく「チェックシート」</li></ul></li><li>・ 認定を得た場合は<b>認定通知書</b>の写し</li></ul> |

### 3. 事業者が行う手続き

#### ③ 県及び市町村への事前の情報提供

| 事業者の状況            | 提出物  |
|-------------------|--|
| FIT認定済            | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 国へ提出した事業計画認定申請書の写し</li><li>・ 国から通知された認定通知書の写し<br/>(認定内容を変更したことがある場合は、<br/>国から通知された「変更認定通知書」の写し)</li></ul>  |
| FIT未認定<br>または自家消費 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ ガイドラインで様式を定めている <b>事業計画書</b></li><li>・ <b>添付書類</b><ul style="list-style-type: none"><li>・ 設置予定場所が特定できる <b>図面</b>等</li><li>・ <b>関係法令手続状況報告書</b> (FIT法施行規則)</li><li>・ 環境省「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」に基づく「<b>チェックシート</b>」</li></ul></li><li>・ 認定を得た場合は <b>認定通知書</b>の写し</li></ul> |



様式

年 月 日

宮城県知事 } 宛て  
〇〇市町村長 }

届出者 住所

名称 (法人名及び代表者)

事業計画書

| 内容 |   | 記入年月日 | 年 月 日 |
|----|---|-------|-------|
| 1  | 施設設置予定場所 (登記上の所在地)<br>(複数の地番がある場合は全て記入) |       |       |
| 2  | 事業予定地の面積 (㎡)                            |       |       |
| 3  | 事業予定地の登記地目<br>(複数ある場合各々の地目と面積 (㎡) を記入)  |       |       |
|    | ※現況地目が登記地目と異なる場合は、<br>現況地目を記載           |       |       |
| 4  | 発電事業者                                   |       |       |
| 5  |   | 代表者名  |       |
| 6  |   | 住所    |       |
| 7  |   | 電話番号  |       |
| 8  |   | 担当者名  |       |
| 9  |   | 緊急連絡先 |       |
| 10 | 出力 (kW)                                 |       |       |
| 11 | 事業認定申請 (予定) 年月日                         |       |       |
| 12 | 設置予定事業予定年月日                             |       |       |

### 3. 事業者が行う手続き

#### ③ 県及び市町村への事前の情報提供

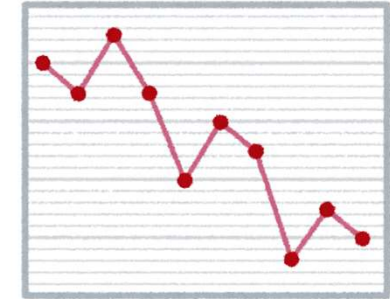
| 事業者の状況            | 提出物  |
|-------------------|--|
| FIT認定済            | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 国へ提出した事業計画認定申請書の写し</li><li>・ 国から通知された認定通知書の写し<br/>(認定内容を変更したことがある場合は、<br/>国から通知された「変更認定通知書」の写し)</li></ul>  |
| FIT未認定<br>または自家消費 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ ガイドラインで様式を定めている <b>事業計画書</b></li><li>・ <b>添付書類</b><ul style="list-style-type: none"><li>・ 設置場所が特定できる図面（位置図・配置図）</li><li>・ 関係法令手続状況報告書（FIT法施行規則）</li><li>・ 環境省「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」に基づく「<b>チェックシート</b>」</li></ul></li><li>・ 認定を得た場合は <b>認定通知書</b>の写し</li></ul> |

### 3. 事業者が行う手続き

#### ④ 設置後の適切な維持管理

##### (1) 発電設備のメンテナンス

- ・ 発電量の低下原因の確認
- ・ 設備の故障等への対応
- ・ 発電期間終了後の設備の適切な廃棄



##### (2) 除草・柵などの 設備周辺の維持管理

- ・ 周辺住民等の安全確保
- ・ 発電量の低下原因の解消・予防



##### (3) 非常時の対応

- ・ 土砂災害等が発生した、またはする恐れがある場合の  
事前・事後確認
- ・ 第三者の侵入時の対応

# 4. その他

グラフ：2021年9月17日 改正再エネ特措法に関する説明会 資料「FIP制度について」中のグラフを参考に作成

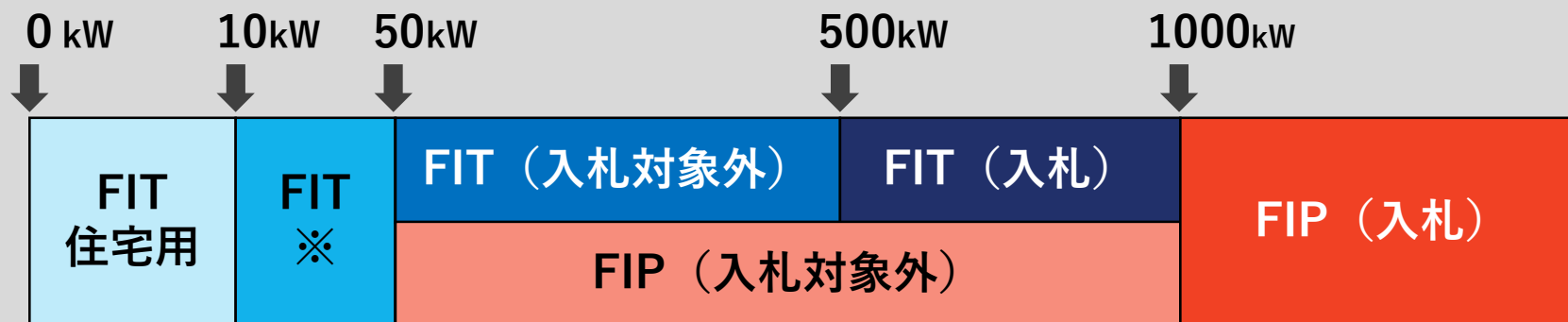
## 再エネ特措法の改正について（国の施策）

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法



再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（R4.4.1～）

- 発電出力1,000kW以上の太陽光発電施設についてはFIT制度ではなくFIP制度による売電を行うことになる



※10kW～50kWは地域活用要件あり

- 廃棄費用の積立が源泉徴収的に行われることになる

## 4. その他

### 再エネ特措法の改正について（国の施策）



| YouTube METIチャンネル

#### ● 改正再エネ特措法オンライン説明会

2021年9月17日に開催致しました。2022年4月1日から始まる新たな制度についての理解を是非深めてください。



- ・ [\(1\)FIP制度について](#)（41分20秒）
- ・ [\(2\)太陽光発電に係る廃棄費用積立て制度について](#)（21分57秒）
- ・ [\(3\)認定失効制度について](#)（31分41秒）
- ・ [\(4\)経済的出力制御について](#)（24分10秒）

- ✓ FIP制度を活用したときに売電収入はどのようになるのか？
- ✓ 廃棄費用として積み立てたお金はきちんと戻ってくるのか？
- ✓ どういった場合に認定が失効するのか？



# 4. その他

資料：2021年10月13日 第7回 産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会  
電力安全小委員会 電気保安制度ワーキンググループ資料1より抜粋

## 50kW未満の太陽光発電所の規制強化について（国の施策）

＜太陽電池発電設備の保安規制の体系＞

| 出力等条件             | 保安規制                              |   |
|-------------------|-----------------------------------|---|
|                   | ＜事前規制＞<br>安全な設備の設置を担保する措置         | ＜事後規制＞<br>不適切事案等への対応措置  |
| 2,000kW以上         | 技術基準維持義務<br>電気主任技術者の選任<br>保安規程の届出 | 工事計画の届出<br>使用前自主検査  |
| 50kW～2,000kW      |                                   | 使用前自己確認(500kW以上)<br>※2  |
| 50kW未満<br>小出力発電設備 | ※1                                | 報告徴収<br>事故報告<br>立入検査<br>事故報告は、10kW未満については除く<br>居住の用に供されているものも含める。 |

- ※1 「電気設備に関する技術基準を定める省令」、「発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令」により技術基準を制定
- ※2 電気主任技術者の選任や保安規程の届出により適切な保安体制と運用を担保

＜太陽電池発電設備の保安規制の対応＞

| 出力等条件                                   | 保安規制  |   |
|---|---|---|
|   | ＜事前規制＞<br>安全な設備の設置を担保する措置                       | ＜事後規制＞<br>不適切事案等への対応措置                    |
| 2,000kW以上                               | 技術基準維持義務<br>電気主任技術者の選任<br>保安規程の届出               | 工事計画の届出<br>使用前自主検査                        |
| 50kW～2,000kW                            |   | 使用前自己確認<br>【範囲拡大】                         |
| 小規模事業用<br>電気工作物【新設】<br>10kW～50kW        | 技術基準の適合<br>維持義務<br>（新設）<br>基礎情報<br>届出<br>【範囲拡大】 | 報告徴収<br>事故報告<br>立入検査                      |
| 10kW未満<br>小出力<br>発電設備<br>※居住の用に供するものに限る |   | 事故報告は、10kW未満については除く<br>居住の用に供されているものも含める。 |

# 4. その他

## 50kW未満の太陽光発電所の規制強化について（国の施策）

The screenshot shows a web browser window displaying the page: [https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan\\_shohi/denryoku\\_anzen/hoan\\_seido/007.html](https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/denryoku_anzen/hoan_seido/007.html). The page header includes the METI logo and navigation links such as "申請・お問合せ", "English", "サイトマップ", "本文へ", "文字サイズ変更", and "アクセシビリティ 閲覧支援ツール". A dark blue navigation bar contains links for "ニュースリリース", "会見・動静・談話", "審議会・研究会", "統計", "政策について", and "経済産業省 について". The main content area features a breadcrumb trail: "ホーム ▶ 審議会・研究会 ▶ 産業構造審議会 ▶ 保安・消費生活用製品安全分科会 ▶ 電力安全小委員会 ▶ 電気保安制度ワーキンググループ ▶ 第7回 産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 電力安全小委員会 電気保安制度ワーキンググループ". Below this is the title "第7回 産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 電力安全小委員会 電気保安制度ワーキンググループ" and a sub-header "開催日". The date "2021年10月13日" is listed. Under "開催資料", there are two PDF links: "議事次第 (PDF形式: 65KB)" and "委員等名簿 (PDF形式: 149KB)". The Windows taskbar at the bottom shows the time as 18:36 on 2021/11/04.

ご清聴ありがとうございました。

---

宮城県 環境生活部  
再生可能エネルギー室 再エネ・省エネ推進班